

8 文科初第 7 8 3 号
令和 8 年 6 月 1 5 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
御中
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎
(公印省略)

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の
一部改正について（通知）

高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業については、平成 27 年 4 月より、教科・科目充実型を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側の教員が当該教科の免許状を有していない場合でも、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしています。これにより、高等学校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、生徒の多様な科目選択等が可能となり、生徒の学習機会の充実が図られています。

遠隔授業においては、高等学校設置基準第 7 条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下としており、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 40 人以下であっても、それらを合わせて 40 人を超えることは原則として認められないこととしているところ、「令和 7 年国家戦略特区及び構造改革特区」における熊本県からの提案を踏まえ、「特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について」（令和 8 年 1 月 20 日国家戦略特別区域諮問会議了承）において、新たに講ずべき具体的な施策として、「専門教員を学校に配置することができず、複数学校間で同時双方向型の遠隔授業を実施する場合など、高等学校設置基準第 7 条ただし書きに基づいて生徒数が 40 人を超える学級を編制することが認められる場合について、2026 年度の可能な限り早期に明確化する」こととされたところです。

こうした状況を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに対応するための高等学校における遠隔授業の一層の推進を図るため、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（平成 27 年 4 月 24 日付け文科初第 289 号）について、別添 1 のとおり改正します。改正の趣旨については下記のとおり、改正後の全文については別添 2 のとおり、今回の改正に関する Q&A については別添 3 のとおり、それぞれ整理しています。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この文において同じ。）及び高等学校等を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の高等学校等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属の高等学校等に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校設置会社及び高等学校等に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくようお願いします。

記

1. 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の改正の趣旨について

「特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について」（令和 8 年 1 月 20 日国家戦略特別区域諮問会議了承）において、新たに講ずべき具体的な施策として、「専門教員を学校に配置することができず、複数学校間で同時双方向型の遠隔授業を実施する場合など、高等学校設置基準第 7 条ただし書きに基づいて生徒数が 40 人を超える学級を編制することが認められる場合について、2026 年度の可能な限り早期に明確化する」こととされている。

今般の改正は、これを踏まえ、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」において、「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」は遠隔授業で同時に授業を受ける生徒数が 40 人を超えることが例外的に認められることを明記する改正を行うとともに、「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」の例について Q&A において明確化するものである。

【別添 1】「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の一部改正（8 文科初第 783 号）新旧対照表

【別添 2】「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（改正後全文）

【別添 3】「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の一部改正（8 文科初第 783 号）に関する Q&A

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局高等学校振興課企画係
電話：03-5253-4111（内線 5853, 3707, 4853）

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の
一部改正（8 文科初第 783 号）新旧対照表

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（平成 27 年 4 月 24 日付け文科初第 289 号）について、次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に傍線を付した記載で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えることとしたこと。

改正後	改正前
第 1 施行規則第 88 条の 3、第 96 条第 2 項等関係 2 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。 (1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第 7 条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 40 人以下であっても、それらを合わせて 40 人を超えることは原則として認められないこと。<u>ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこと。</u> 特別支援学校の高等部にあつては、特別支援学校設置基準第 5 条第 3 項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として 8 人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち 2 以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあつては、3 人。以下同じ。）以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 8 人以下であっても、それらを合わせて 8	第 1 施行規則第 88 条の 3、第 96 条第 2 項等関係 2 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。 (1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第 7 条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 40 人以下であっても、それらを合わせて 40 人を超えることは原則として認められないこと。 特別支援学校の高等部にあつては、特別支援学校設置基準第 5 条第 3 項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として 8 人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち 2 以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあつては、3 人。以下同じ。）以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 8 人以下であっても、それらを合わせて 8

人を超えることは原則として認められないこと。	人を超えることは原則として認められないこと。
------------------------	------------------------

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項

27 文科初第 289 号

元文科初第 1114 号一部改正

2 文科初第 259 号一部改正

2 文科初第 1818 号一部改正

5 文科初第 2030 号一部改正

8 文科初第 783 号一部改正

高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における遠隔教育の実施に係る留意事項については、令和 6 年 2 月 13 日付け 5 文科初第 2030 号「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」の別添 3「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」のとおりお示したところです。

このたび、令和 8 年 6 月 15 日付け 8 文科初第 783 号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の一部改正について（通知）」により、同留意事項の一部を改正することに伴い、改正後の高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の全文について、以下のとおりお示ししますので、遠隔教育の実施に当たって御留意いただきますようお願いいたします。

なお、以下の記載において、施行規則とは学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）を、メディアを利用して行う授業とは学校教育法施行規則第 88 条の 3 の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業を、それぞれ示すものとします。

第 1 施行規則第 88 条の 3、第 96 条第 2 項等関係

1 メディアを利用して行う授業は、主に以下の場合に実施されることを想定しているものであり、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいない場合であっても同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとするものであること。

(1) 各高等学校等において、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行い、生徒の学習機会の充実を図る場合（教科・科目充実型）

(2) 各高等学校等において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（以下「不登校生徒」という。）、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間高等学校等を欠席すると認められる生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）その他特別の事情を有する生徒の学習機会の保障を図る場合（学習機会保障型）

2 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。

(1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第7条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこと。

特別支援学校の高等部にあつては、特別支援学校設置基準第5条第3項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として8人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあつては、3人。以下同じ。）以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が8人以下であっても、それらを合わせて8人を超えることは原則として認められないこと。

(2) 法第60条第1項から第3項及び第5項等の規定に基づき、配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること。

(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第3条の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。ただし、教科等の領域の一部については、免許法第3条の2に規定する特別非常勤講師の制度を活用して任用した教員に担任させることも許容されること。

(4) 法第34条の規定を準用する同法第62条等の規定に基づき、教科用図書、教材等は文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならないこと。特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第131条第2項の規定にも留意すること。

(5) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

3 高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、配信側の教員と受信側の教室等の生徒とのコミュニケーションの支援、生徒一人ひとりの特性や授業への参加状況に応じた声かけ等の援助も含めた机間指導、安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員（免許法第3条の2に規定する特別非常勤講師の制度を活用して任用した教員も含む。）を配置するべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状所有者であるか否かは問わないこと。

ただし、高等学校等の生徒の発達段階や、多様な学習ニーズに応じた多数の専門科目を開設することに一定の限界があることなどを踏まえ、以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないと考えられること。

(1) 生徒に対し、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となり、かつ、受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、

教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合に、教員に代えて、学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高等学校等の職員を配置すること。その際、受信側の教室等が置かれる高等学校等の責任において安全管理を行う必要があることから、当該職員については当該高等学校等の校長の指揮監督下にあることが必要であること。

ただし、このことは、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）第 8 条、第 9 条及び第 22 条又は第 16 条、第 17 条及び第 22 条の定めるところにより算定した数を目安として、これを満たしていることが前提であること。また、前述のとおり、受信側の教室等には、教員を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが原則であり、教員数の合理化を目的に、安易に教員に代えて職員を配置することは、本特例措置の趣旨に合致しないこと。

(2) 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等をいう。以下この文において同じ）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合であること。その場合には、当該不登校生徒に対して行われるメディアを利用して行う授業は、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的としていることから、指導を行うに当たっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図る等の指導上の工夫をすることが望ましいこと。なお、不登校生徒がその他特別な場所から授業に参加する場合には、安全管理や当該生徒への援助を行うため、当該センターや高等学校等の職員が配置されることが適切であること。

(3) 病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

- 4 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、平成 27 年文部科学省告示第 92 号（学校教育法施行規則第八十八条の三の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件）にいう、各教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、具体的には、50 分を 1 単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間 2 単位時間以上（各教科・科目等の単位数を 1 単位と定めている場合には年間 1 単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めるこ

と。この場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いるものとする。

ただし、

- (1) メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う場合であって、かつ、同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にあり、また、配信側の教員が当該遠隔授業を受ける生徒の過年度における授業を担当していること等から配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用して行う授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合
- (2) メディアを利用して行う授業の配信を受ける病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

には、各教科・科目等の単位数にかかわらず、対面授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも、例外的に認められること。なお、この場合であっても、各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に対面授業の時間数を定めることが重要であり、また、学びの質の確保の観点から、対面授業の時間数を安易に1単位時間に減ずることがないように留意する必要があること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、特別の教科 道徳及び特別活動、自立活動並びに総合的な探究の時間について、対面により行う授業の単位時間数は、各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

- 5 平成27年文部科学省告示第92号に規定するとおり、メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、各高等学校等においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。
 - (1) 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
 - (2) 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
 - (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
 - (4) メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。
- 6 病気療養中等の生徒に対して行う授業については、平成27年文部科学省告示第92号第2項に基づき、当該高等学校等が認めた場合には、同時かつ双方向に行われることを要しないこと。この規定を適用する場合の留意事項については、令和5年3月30日付け4文科初第2563号「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」を参照されたいこと。
- 7 施行規則第88条の3の規定の、授業を行う教室等には、当該高等学校等の教室のほ

か、当該高等学校等以外の学校の教室、スタジオ等が含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う生徒がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれること。

- 8 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、全課程の修了の要件として修得すべき 74 単位に含めることのできる、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、施行規則第 96 条に規定されることによること。また、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。

特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第 133 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として定められた単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業の方法によるものは、それぞれ二分の一に満たないものとされているところ、その単位数又は授業時数の算定も同旨とすること。

- 9 その他各高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の導入に当たっては、「高等学校における遠隔教育の在り方について」（平成 26 年 12 月 8 日、高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）、「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和 3 年 3 月 29 日、内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）及び「高等学校教育の在り方に関するワーキンググループ中間まとめ」（令和 5 年 8 月 31 日、中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 高等学校教育の在り方に関するワーキンググループ）も参照されたいこと。

第 2 その他関連制度関係

- 1 施行規則第 93 条に規定する海外留学による単位認定には、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業を、当該外国における正規の教育方法として実施される場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の留学先の外国の高等学校において、当該外国での正規の教育方法としてメディアを利用した授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。
- 2 施行規則第 97 条に規定する学校間連携等による単位認定には、同条に規定する他の高等学校においてメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の他の高等学校において、メディアを利用して行う授業を実施して修得した単位数を、自校の高等学校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるに当たっては、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る関連規定及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有

すると認められるものについて行うべきであること。

- 3 施行規則第 98 条第 1 号に規定する大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程等における学修の単位認定には、大学において大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 25 条第 2 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、高等専門学校において高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、専修学校において専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 13 条第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の大学、高等専門学校又は専修学校（高等課程・専門課程）において、正規の教育方法としてメディアを利用して行う授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった高等学校段階での制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の
一部改正（8 文科初第 783 号）に関する Q & A

（第 1， 2（1）関係）

Q1 「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」とは、どのような場合が想定されているか。

A1 例えば、遠隔授業の受信側の小規模校において、多様な科目を開設できず、生徒の多様な学びの確保に支障がある等の事情があり、かつ、学校・教職員間において、年間の教育課程、生徒の状況や評価等について十分な情報共有・連携が図られ、遠隔授業で発生しうる課題（声の聞こえづらさ、板書や資料の見えづらさ、対話やグループ活動の難しさ、適切なタイミングでの生徒への声掛け・支援等）を、書画カメラや教職員や生徒が双方向にやり取りをするための板書ツール等の遠隔教育技術の活用等により解決し、同時に授業を受ける一学級の生徒数が 40 人以下の場合と同等の教育効果を有する遠隔授業を実施できると判断できる場合等を想定しています。

なお、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合でも、同時に授業を受ける一学級の生徒数が 40 人を大きく上回ることは想定しておりません。

【参考】高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号） 抜粋

（授業を受ける生徒数）

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。